

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年11月21日
【発行者名】	さわかみ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤上 龍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【事務連絡者氏名】	川上 隆
【電話番号】	03-5226-7791
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	さわかみファンド
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

さわかみファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当ファンドは、分配金再投資専用です。

当初1口当たり元本1円(1万口当たり元本金額1万円)です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

各申込日の翌営業日における基準価額^{*}とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社にお問い合わせください。また、原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める申込単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年11月22日から2026年11月20日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

以下の委託会社および販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8：45～17：00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(9) 【払込期日】

取得の申込みをされる場合は、前述の「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社および販売会社が定める日までに申込みの代金をお支払いください。

申込期間中に申込まれた各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた委託会社または販売会社とします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意の上、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類において、「追加型投信/内外/資産複合」に分類されます。商品分類、属性区分の詳細については、以下の通りです。なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分は表中に網掛け表示しております。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

・商品分類の定義

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

内外・・・目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産による区分〕

資産複合・・・目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券	年6回 (隔月)	欧州	あり (適時ヘッジ)
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	なし
その他資産 ()		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 (株式、債券)		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

・属性区分の定義

〔投資対象資産〕

資産複合・・・・・・・・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分変更型・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度〕

年1回・・・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

〔投資対象地域〕

グローバル・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

〔為替ヘッジ〕

為替ヘッジあり・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、国外の株式や債券等に投資した場合の対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)当ファンドを分類するに当たって使用しなかった分類項目および属性区分項目に関しては、一般社団法人投資信託協会のホームページでご確認いただけます。

<一般社団法人投資信託協会ホームページアドレス> <https://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「パイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。

また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきま

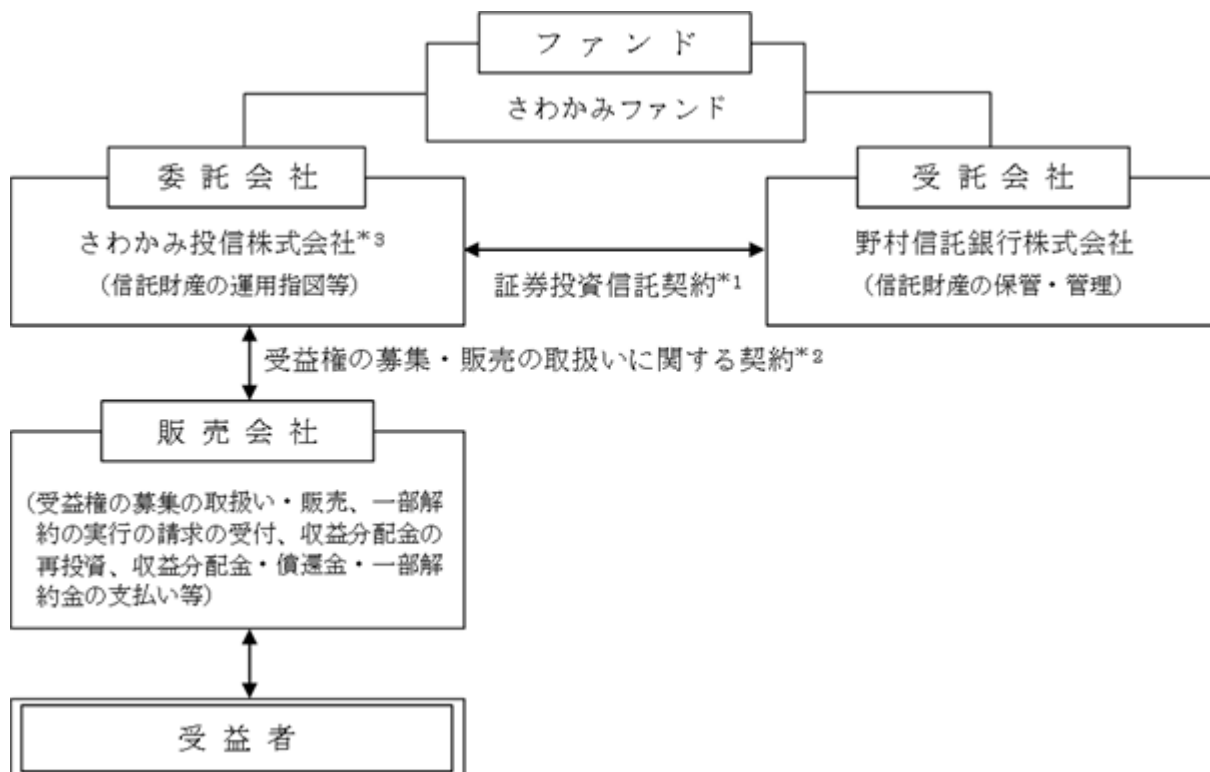
す。

（２）【ファンドの沿革】

1999年8月24日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2002年3月9日	50万円以下の一部解約に係る信託財産留保金を免除
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2014年3月7日	信託財産留保金の撤廃

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



*1受託会社との契約

ファンドの根幹となる運用方針、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

*2販売会社との契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集の取扱い・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

*3さわかみ投信株式会社は、販売会社としての機能も兼ねています。

委託会社の概況

イ．資本金の額(2025年9月末日現在)

320百万円

ロ．会社の沿革

1996年7月4日 さわかみ投資顧問株式会社設立
 1996年7月31日 投資顧問業登録(関東財務局長第664号)
 1999年4月23日 さわかみ投信株式会社へ商号変更
 1999年5月27日 証券投資信託委託業(金融再生委員会第12号)および投資一任契約に係る業務(金融再生委員会第8号)の認可取得
 2007年9月30日 金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第328号)
 2013年12月4日 確定拠出年金運営管理業の登録(第763号)

ハ．大株主の状況(2025年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	所有比率
株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区一番町29番地2	3,600株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。

投資態度

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「パイ・アンド・ホールディング型」の長期投資を基本とします。

上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。

当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

運用の特色

当ファンドでは上記のスタイルを一貫し、これを変えることは致しません。(資金動向や市況動向により、このような運用ができない場合もあります。)

なお、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証券

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいいます。）

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

チ．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

リ．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

ヌ．コマーシャル・ペーパー

ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの

ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

カ．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

コ．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

ク．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

ケ．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

ク．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

ネ．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ラ．外国の者に対する権利で、ナ．の有価証券の性質を有するもの

なお、イ．の証券または証書、ヲ．ならびにレ．の証券または証書のうちイ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ロ．からヘ．までの証券およびヲ．ならびにレ．の証券または証書のうちロ．からヘ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワ．の証券およびカ．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

へ．外国の者に対する権利でホ．の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

イ．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

ハ．投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ．投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

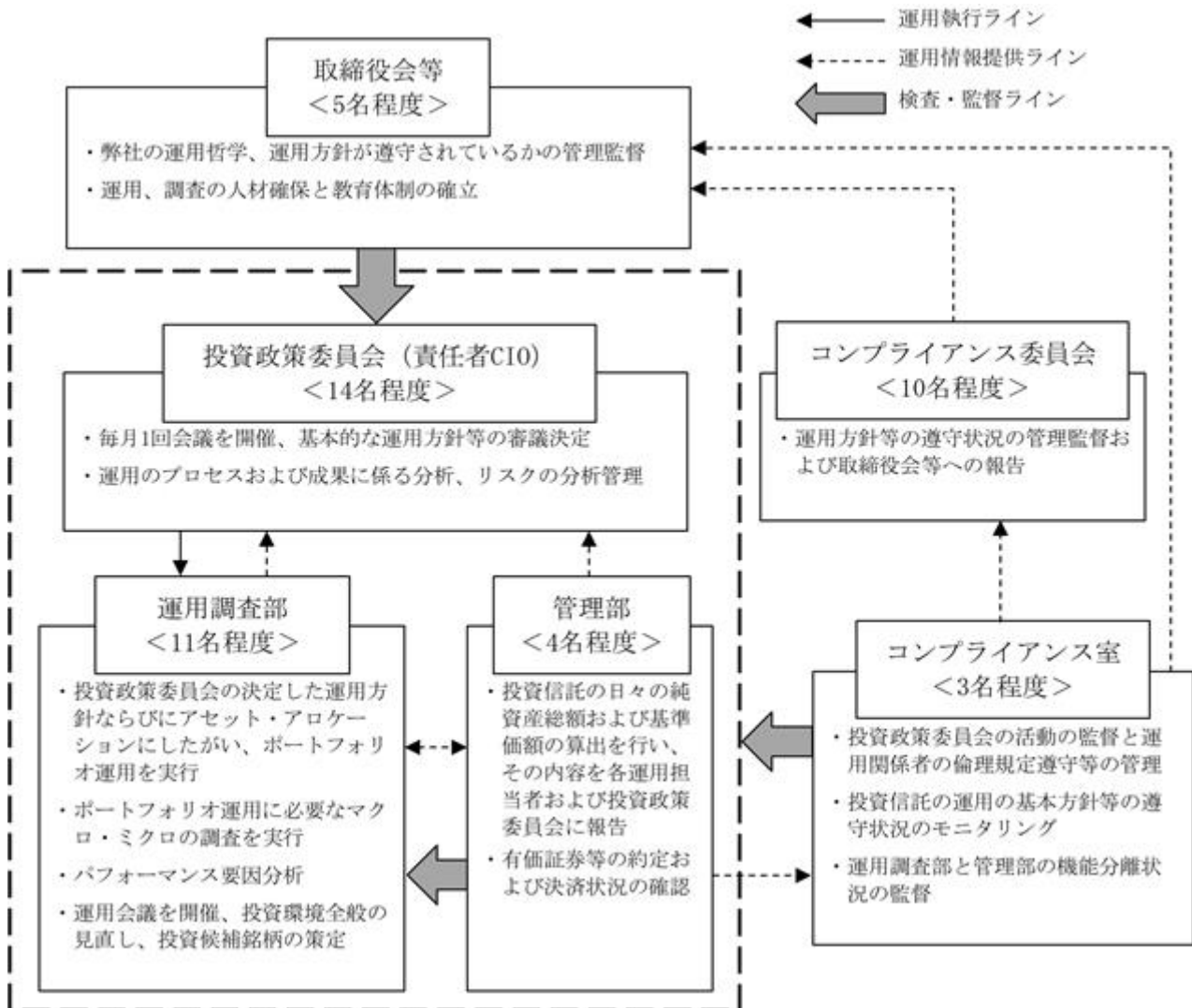
ヘ．投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（３）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織
当ファンドの運用体制等は以下の通りです。



社内規程

信託財産の適正な運用および受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けています。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、さらに適宜その事務遂行能力をモニタリングしています。また、受託業務に係る内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(注)運用体制等は、2025年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

当ファンドは、毎決算時（毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イ．分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。（分配を行わないこともあります。）

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は税金を控除した金額を、当ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

（５）【投資制限】

追加型証券投資信託『さわかみファンド』約款(以下「信託約款」といいます。)に基づく投資制限

イ．株式への投資制限(信託約款 運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

株式への投資には制限を設けません。

ロ．外貨建資産への投資制限(信託約款 運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

ハ．投資信託証券への投資制限(信託約款 運用の基本方針 ２．運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資には制限を設けません。

ニ．デリバティブ取引等の範囲(信託約款第13条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ホ．信用リスク集中回避のための投資制限(信託約款第13条)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ．投資する株式等の範囲(信託約款第15条)

(イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場等（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、以下「取引所」といいます。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)前(イ)に関わらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ト．信用取引の指図範囲(信託約款第16条)

(イ)信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(ロ)信託財産の一部解約等の事由により純資産総額が減少し、前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部の決済を指図するものとします。

チ．有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第20条)

(イ)信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図は次の範囲内で行うものとします。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

リ．特別の場合の外貨建有価証券への投資(信託約款第21条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ．資金の借入れ(信託約款第31条)

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)および「金融商品取引法」ならびに関係法令に基づく投資制限

イ．同一の法人の発行する株式の取得割合（投信法第9条および同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

ロ．投資運用業に関する禁止行為（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受けます。これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの受益者に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。

したがって、受益者の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

信用リスク

組入れ資産の発行体の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じることがあります。

為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じることがあります。

ファンド資産の流出によるリスク

多額の換金が一時的にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としていますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

(2)その他留意点

当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして取扱っております。

当ファンドは、多額の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入れ資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、リスク管理規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスクおよびリスク管理体制が定められております。

投資リスクについては、運用部門から組織的に分離された部署および会議体において、リスクの管理に係わる状況確認や結果分析を行っております。各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

価格変動リスクは、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握することで管理しております。なお、価格変動リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

流動性リスク

流動性リスクは、市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することで管理しております。なお、流動性リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入れ資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。投資政策委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

信用リスク

信用リスクは、発行体の業績や財務内容等の分析などを行うことで管理しております。なお、信用リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

為替変動リスクおよびカントリー・リスク

為替変動リスクおよびカントリー・リスクは、金利・為替・証券価格等の価格変動状況の把握に努め、国際情勢等を分析することで管理しております。

ファンド資産の流出によるリスク

ファンド資産の流出によるリスクは、キャッシュポジションの見直しを行うことで投資政策委員会が管理しております。

(注)投資リスクに対する管理体制は、2025年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

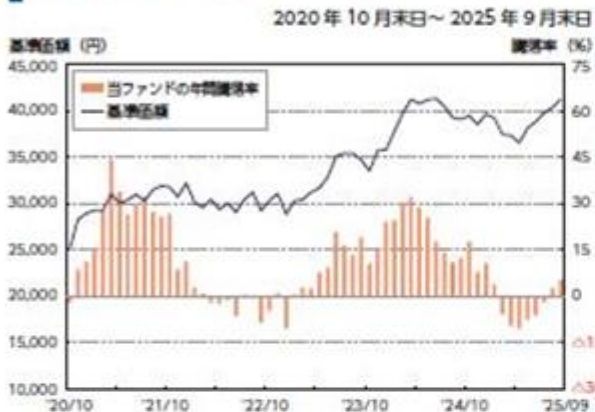
(参考情報)

- ▶ 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。また左のグラフは当ファンドの過去5年間における年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の推移を表示しております。

※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表示しているものではありません。

※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



資産クラスの指数

日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし 円ベース)	日本を除く世界主要国の国債の総収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.10%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社間の配分は次の通りとなります。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	当ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
2,000億円以下の部分	年0.605% (税抜年0.55%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.110% (税抜年0.10%)
2,000億円超 2,500億円以下の部分	年0.627% (税抜年0.57%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.088% (税抜年0.08%)
2,500億円超 3,000億円以下の部分	年0.649% (税抜年0.59%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.066% (税抜年0.06%)
3,000億円超 3,500億円以下の部分	年0.671% (税抜年0.61%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.044% (税抜年0.04%)
3,500億円超の部分	年0.693% (税抜年0.63%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.022% (税抜年0.02%)

なお、信託報酬は、毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日とします。

また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(注)税率は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、委託会社が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。

個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式は2000年4月1日算出の基準価額より適用されましたので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有している場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし、同一ファンドを複数の委託会社および販売会社で取得する場合については当該委託会社および販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の委託会社および販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後述の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(注)個人の受益者の場合には、一部解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。)を控除した差益が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

イ．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することができます。なお、配当控除の適用はありません。

一部解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。)を控除した差益については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告は不要となります。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)

(注)損益通算について

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債券等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま）と損益通算ができます。

また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。

(注)外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注)少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ロ．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、益金不算入制度は適用されません。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

(注)上記は、2025年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(注)課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率は対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

総経費率（ + ）	運用管理費用の比率	その他費用の比率
1.11%	1.11%	0.00%

（注）対象期間は2024年8月24日～2025年8月25日です。

（注）各比率は、年率換算した値です。小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

（注）詳細につきましては、対象期間の運用報告書（交付／全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		343,914,505,347	79.79
	日本	332,843,615,700	77.22
	フランス	7,341,255,332	1.70
	アメリカ	3,336,767,131	0.77
	イタリア	238,517,937	0.06
	フィンランド	154,349,247	0.04
預金、その他の資産(負債控除後)	-	87,091,289,191	20.21
合計(純資産総額)		431,005,794,538	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注)投資資産の内書きの時価および比率は、当該資産の国/地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(イ)評価額上位30銘柄

(2025年9月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ディスコ	機械	373,000	40,170.00	14,983,410,000	46,510.00	17,348,230,000	4.03
日本	株式	信越化学工業	化学	3,220,200	4,651.00	14,977,150,200	4,853.00	15,627,630,600	3.63
日本	株式	I N P E X	鉱業	5,000,000	2,452.50	12,262,500,000	2,673.00	13,365,000,000	3.10
日本	株式	スズキ	輸送用機器	5,965,300	1,971.00	11,757,606,300	2,160.50	12,888,030,650	2.99
日本	株式	ダイキン工業	機械	657,000	19,805.00	13,011,885,000	17,080.00	11,221,560,000	2.60
日本	株式	セブン & アイ・ホールディングス	小売業	4,589,100	1,995.80	9,158,940,862	1,991.00	9,136,898,100	2.12
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,202,900	2,940.00	9,416,526,000	2,849.50	9,126,663,550	2.12
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2,100,000	3,314.16	6,959,727,600	4,259.00	8,943,900,000	2.08
日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	5,000,000	1,882.00	9,410,000,000	1,775.50	8,877,500,000	2.06
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	1,200,000	6,796.00	8,155,200,000	6,848.00	8,217,600,000	1.91
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,900,000	3,947.00	7,499,300,000	4,243.00	8,061,700,000	1.87
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,000,000	4,114.00	8,228,000,000	3,930.00	7,860,000,000	1.82
日本	株式	テルモ	精密機器	3,042,300	2,628.00	7,995,164,400	2,443.00	7,432,338,900	1.72
日本	株式	T O T O	ガラス・土石製品	1,875,600	4,084.00	7,659,950,400	3,894.00	7,303,586,400	1.69
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	4,287,200	1,657.50	7,106,034,000	1,605.00	6,880,956,000	1.60
日本	株式	H O Y A	精密機器	300,000	19,275.00	5,782,500,000	20,475.00	6,142,500,000	1.43
日本	株式	旭化成	化学	5,000,000	1,237.00	6,185,000,000	1,164.50	5,822,500,000	1.35
日本	株式	デクセリアルズ	化学	2,500,000	2,061.50	5,153,750,000	2,276.50	5,691,250,000	1.32
日本	株式	ニデック	電気機器	2,000,000	3,275.00	6,550,000,000	2,633.50	5,267,000,000	1.22
日本	株式	ヤクルト本社	食料品	2,059,300	2,478.50	5,103,975,050	2,411.50	4,966,001,950	1.15
日本	株式	ウエルシアホールディングス	小売業	1,774,800	2,577.00	4,573,659,600	2,700.00	4,791,960,000	1.11
日本	株式	三浦工業	機械	1,600,000	2,860.45	4,576,712,993	2,909.50	4,655,200,000	1.08
日本	株式	小松製作所	機械	896,600	5,038.00	4,517,070,800	5,160.00	4,626,456,000	1.07
日本	株式	D M G 森精機	機械	1,500,000	3,367.00	5,050,500,000	2,975.00	4,462,500,000	1.04
日本	株式	デンソー	輸送用機器	2,049,000	2,154.50	4,414,570,500	2,135.50	4,375,639,500	1.02
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	951,200	4,074.00	3,875,188,800	4,218.00	4,012,161,600	0.93
日本	株式	A N A ホールディングス	空運業	1,400,000	2,943.00	4,120,200,000	2,861.00	4,005,400,000	0.93
日本	株式	キッコーマン	食料品	3,000,000	1,311.00	3,933,000,000	1,255.00	3,765,000,000	0.87
日本	株式	オーエスジー	機械	1,400,000	2,054.00	2,875,600,000	2,121.00	2,969,400,000	0.69
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	800,000	3,600.00	2,880,000,000	3,681.00	2,944,800,000	0.68

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(口)種類別および業種別の投資比率

(2025年9月末日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	機械	14.47
		電気機器	12.28
		化学	10.82
		輸送用機器	6.88
		小売業	4.67
		精密機器	4.58
		食料品	4.54
		鉱業	3.10
		ガラス・土石製品	2.52
		ゴム製品	1.91
		陸運業	1.90
		卸売業	1.88
		サービス業	1.51
		その他製品	1.29
		非鉄金属	1.06
		空運業	0.93
		医薬品	0.84
		建設業	0.50
		情報・通信業	0.41
		鉄鋼	0.40
		金属製品	0.24
		繊維製品	0.22
		パルプ・紙	0.15
		保険業	0.08
		電気・ガス業	0.06
		海運業	0.01
		外国	サービス業
		食料品	0.58
		情報・通信業	0.57
		電気機器	0.57
		小売業	0.09
		鉱業	0.04
	合計		

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年9月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第17計算期間末日 (2016年8月23日)	260,884,622,624	1.8913
第18計算期間末日 (2017年8月23日)	298,559,012,840	2.3368
第19計算期間末日 (2018年8月23日)	310,610,652,327	2.5348
第20計算期間末日 (2019年8月23日)	274,698,785,426	2.2555
第21計算期間末日 (2020年8月24日)	288,148,793,156	2.4496
第22計算期間末日 (2021年8月23日)	340,148,817,870	3.0698
第23計算期間末日 (2022年8月23日)	350,075,391,142	3.1432
第24計算期間末日 (2023年8月23日)	380,963,249,077	3.4521
第25計算期間末日 (2024年8月23日)	420,335,858,468	3.9101
第26計算期間末日 (2025年8月25日)	429,159,634,910	4.0759
2024年9月末日	419,816,059,337	3.9078
2024年10月末日	423,244,062,976	3.9459
2024年11月末日	412,965,379,446	3.8514
2024年12月末日	424,027,895,029	3.9630
2025年1月末日	418,727,073,456	3.9213
2025年2月末日	399,547,652,531	3.7422
2025年3月末日	398,126,900,367	3.7318
2025年4月末日	390,832,270,569	3.6540
2025年5月末日	407,261,943,135	3.8117
2025年6月末日	414,327,177,623	3.8840
2025年7月末日	422,133,485,388	3.9779
2025年8月末日	424,111,508,352	4.0327
2025年9月末日	431,005,794,538	4.1215

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	0
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	0
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	0
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	0
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	0
第22計算期間(2020年8月25日から2021年8月23日まで)	0
第23計算期間(2021年8月24日から2022年8月23日まで)	0
第24計算期間(2022年8月24日から2023年8月23日まで)	0
第25計算期間(2023年8月24日から2024年8月23日まで)	0
第26計算期間(2024年8月24日から2025年8月25日まで)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	8.26
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	23.56
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	8.47
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	11.02
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	8.61
第22計算期間(2020年8月25日から2021年8月23日まで)	25.32
第23計算期間(2021年8月24日から2022年8月23日まで)	2.39
第24計算期間(2022年8月24日から2023年8月23日まで)	9.83
第25計算期間(2023年8月24日から2024年8月23日まで)	13.27
第26計算期間(2024年8月24日から2025年8月25日まで)	4.24

(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第17計算期間 (2015年8月25日から2016年8月23日まで)	8,595,394,213	8,503,223,086
第18計算期間 (2016年8月24日から2017年8月23日まで)	6,332,467,432	16,505,374,774
第19計算期間 (2017年8月24日から2018年8月23日まで)	6,607,256,597	11,833,540,335
第20計算期間 (2018年8月24日から2019年8月23日まで)	6,330,514,726	7,079,874,682
第21計算期間 (2019年8月24日から2020年8月24日まで)	6,683,161,132	10,842,094,942
第22計算期間 (2020年8月25日から2021年8月23日まで)	5,127,952,039	11,956,055,712
第23計算期間 (2021年8月24日から2022年8月23日まで)	5,327,931,351	4,757,460,792
第24計算期間 (2022年8月24日から2023年8月23日まで)	4,771,209,535	5,786,767,980
第25計算期間 (2023年8月24日から2024年8月23日まで)	4,272,299,725	7,130,727,093
第26計算期間 (2024年8月24日から2025年8月25日まで)	4,169,012,134	6,377,731,583

(参考情報)

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移

2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※1万口当たり、税引前の分配金を記載しております。

※基準価額水準・市況動向等を勘案して、**設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。**

主要な資産の状況

資産別投資比率

種類	比率(%)
株式	79.8
(うち国内)	77.2
(うち海外)	2.6
(うち先物)	-
預金、その他の資産 (負債控除後)	20.2
合計	100.0

業種別比率 (組入上位10業種)

業種名	比率(%)
機械	14.5
電気機器	12.9
化学	10.8
輸送用機器	6.9
食料品	5.1
小売業	4.8
精密機器	4.6
鉱業	3.1
ガラス・土石製品	2.5
サービス業	2.2

組入上位10銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式	ディスコ	4.0
		信越化学工業	3.6
		INPEX	3.1
		スズキ	3.0
		ダイキン工業	2.6
		セブン&アイ・ホールディングス	2.1
		トヨタ自動車	2.1
		ソニーグループ	2.1
		アサヒグループホールディングス	2.1
		プリヂストーン	1.9

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

※外国株式：当社基準に則して、東証33業種に振り替えております。

※2025年9月末日現在

年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しておりません。

※年間収益率は年末の基準価額を基に計算しております。

※2025年は年初から2025年9月末日までの収益率です。

※当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの受益権の募集は、申込期間中の委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内に行われます。申込みの受付は、原則として、午後3時30分までとします。
- (2)受益権の申込単位は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める申込単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3)申込手数料は、かかりません。
- (4)買付口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌営業日における基準価額とします。
- (5)当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。
- (6)委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、購入の実行の請求の受付を中止することができます。購入の実行の請求の受付が中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその購入の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に購入の実行の請求を受けたものとして取扱うこととします。
- (7)申込(販売)手続等の詳細は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社までお問い合わせください。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

- (注)申込者は、委託会社または販売会社に、申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社および販売会社は、当該申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。請求の受付は、原則として、午後3時30分までとします。この受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 一部解約の実行の請求は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める解約単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約口数の計算は、原則として、申込日の翌営業日における基準価額を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。
- (4) 信託財産留保金は、ありません。
- (5) 手取り金額(解約代金)は、解約口数に、解約価額(一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額)を乗じたものから源泉徴収税額を控除した額となります。なお、税金について、詳しくは「第2部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から支払われます。
- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱うこととします。
- (8) 換金(解約)手続等の詳細は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社までお問い合わせください。

< 照会先 >

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(注)一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(主な評価方法)

イ．株式等

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。（外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日）

ロ．公社債等

原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

ハ．外貨建資産

原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

ニ．外貨為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:00
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、無期限です。ただし、後述の「(5)その他 信託の終了」の場合、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年8月24日から翌年8月23日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

イ．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、前イ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ハ．前ロ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ．前ハ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前イ．の信託契約の解約をしません。

ホ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- へ．前八．から前ホ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前八．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ト．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- チ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「 信託約款の変更 二．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- リ．後述の「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い ロ．」に該当することとなったとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、前イ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ハ．前ロ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ．前ハ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前イ．の信託約款の変更をしません。
- ホ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- へ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前イ．から前ホ．の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知っている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sawakami.co.jp/>

投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は前述の「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、期間満了の3カ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドは分配金再投資専用であるため、原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われ、毎計算期間終了日の翌営業日に、原則として税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日(償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。))から起算して5営業日目から、委託会社または販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(3)一部解約(換金)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、直接または販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。(詳しくは、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5)反対者の買取請求権

信託契約の解約(前述の「3 資産管理等の概要 (5)その他 信託の終了」)、または信託約款の変更(「同 信託約款の変更」)を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。）に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2024年8月24日から2025年8月25日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

さわかみファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)	第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,889,545,956	4,600,554,826
金銭信託	843,002	862,155
コール・ローン	46,966,000,000	78,055,000,000
株式	371,880,419,515	346,143,658,662
未収入金	-	844,408,337
未収配当金	875,563,800	1,030,911,000
流動資産合計	421,612,372,273	430,675,394,980
資産合計	421,612,372,273	430,675,394,980
負債の部		
流動負債		
未払解約金	74,496,311	343,694,691
未払受託者報酬	84,870,851	85,764,660
未払委託者報酬	1,117,146,643	1,086,300,719
流動負債合計	1,276,513,805	1,515,760,070
負債合計	1,276,513,805	1,515,760,070
純資産の部		
元本等		
元本	*1 107,499,761,275	*1 105,291,041,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	312,836,097,193	323,868,593,084
(分配準備積立金)	218,040,656,630	223,311,248,198
元本等合計	420,335,858,468	429,159,634,910
純資産合計	*3 420,335,858,468	*3 429,159,634,910
負債純資産合計	421,612,372,273	430,675,394,980

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)	第26期計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年8月25日)
営業収益		
受取配当金	7,158,149,713	8,225,857,685
受取利息	87,929,549	234,630,472
有価証券売買等損益	47,598,670,383	13,309,750,634
為替差損益	202,661,420	538,393,061
その他収益	3,556,943	2,697,012
営業収益合計	55,050,968,008	22,311,328,864
営業費用		
支払利息	9,246,730	-
受託者報酬	372,246,623	334,309,054
委託者報酬	4,183,174,395	4,214,828,697
その他費用	65,026	-
営業費用合計	4,564,732,774	4,549,137,751
営業利益又は営業損失()	50,486,235,234	17,762,191,113
経常利益又は経常損失()	50,486,235,234	17,762,191,113
当期純利益又は当期純損失()	50,486,235,234	17,762,191,113
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,659,162,937	155,231,065
期首剰余金又は期首欠損金()	270,605,060,434	312,836,097,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,916,215,954	11,659,564,420
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,916,215,954	11,659,564,420
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,512,251,492	18,544,490,707
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,512,251,492	18,544,490,707
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	312,836,097,193	323,868,593,084

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第26期計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年8月25日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
株式 移動平均法による時価法を採用しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	
(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	
(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	
(3) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。	
(2) ファンドの計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2024年8月24日から2025年8月25日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)	第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)
*1. 計算期間末日における受益権の総数 107,499,761,275口	*1. 計算期間末日における受益権の総数 105,291,041,826口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額 -円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額 -円
*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の 額 1口当たり純資産額 3.9101円 (10,000口当たり純資産額 39,101円)	*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の 額 1口当たり純資産額 4.0759円 (10,000口当たり純資産額 40,759円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

*1. 分配金の計算過程		
	第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)	第26期計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年8月25日)
(a) 配当等収益額（経費控除後）	6,450,671,361円	6,565,916,127円
(b) 有価証券売買等損益額 （経費控除後・繰越欠損金補填後）	41,376,400,936円	11,351,506,051円
(c) 収益調整金額	118,880,431,223円	124,736,325,925円
(d) 分配準備積立金額	170,213,584,333円	205,393,826,020円
(e) 収益分配可能額(a+b+c+d)	336,921,087,853円	348,047,574,123円
(f) 期末残存口数	107,499,761,275口	105,291,041,826口
(g) 1万口当たりの収益分配可能額 (e/f × 10,000)	31,341円	33,055円
(h) 1万口当たりの分配金額	0円	0円
(i) 収益分配金額(f × h/10,000)	0円	0円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)	第26期計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年8月25日)
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p> <p>2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、ファンド資産の流出によるリスクを有しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。 信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)	第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。 当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期計算期間 (自 2023年8月24日 至 2024年8月23日)	第26期計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年8月25日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第26期計算期間 (自 2024年8月24日 至 2025年8月25日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)	第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)
期首元本額 110,358,188,643円	期首元本額 107,499,761,275円
期中追加設定元本額 4,272,299,725円	期中追加設定元本額 4,169,012,134円
期中一部解約元本額 7,130,727,093円	期中一部解約元本額 6,377,731,583円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)	第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)
種類	損益に含まれた評価差額	損益に含まれた評価差額
株式	41,358,364,397円	5,395,783,808円
合計	41,358,364,397円	5,395,783,808円

3. デリバティブ取引関係

第25期計算期間末 (2024年8月23日現在)	第26期計算期間末 (2025年8月25日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

イ.株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	INPEX	5,000,000	2,452.50	12,262,500,000	
	ショーボンドホールディングス	200,000	5,198.00	1,039,600,000	
	五洋建設	1,000,000	1,071.00	1,071,000,000	
	中部飼料	260,000	1,751.00	455,260,000	
	ヤクルト本社	2,059,300	2,478.50	5,103,975,050	
	アサヒグループホールディングス	5,000,000	1,882.00	9,410,000,000	
	キリンホールディングス	10,000	2,184.50	21,845,000	
	伊藤園	124,100	3,456.00	428,889,600	
	キッコーマン	3,000,000	1,311.00	3,933,000,000	
	カゴメ	300,000	2,919.50	875,850,000	
	わらべや日洋ホールディングス	100,000	2,844.00	284,400,000	
	東レ	1,000,000	985.80	985,800,000	
	王子ホールディングス	500,000	798.00	399,000,000	
	ニッポン高度紙工業	100,000	2,130.00	213,000,000	
	旭化成	5,000,000	1,237.00	6,185,000,000	
	レゾナック・ホールディングス	175,000	3,875.00	678,125,000	
	住友化学	1,000,000	421.70	421,700,000	
	クレハ	100,000	3,690.00	369,000,000	
	信越化学工業	3,220,200	4,651.00	14,977,150,200	
	日本触媒	420,000	1,844.00	774,480,000	
	東京応化工業	269,400	4,717.00	1,270,759,800	
	花王	500,000	6,734.00	3,367,000,000	
	関西ペイント	749,500	2,563.50	1,921,343,250	
	富士フイルムホールディングス	800,000	3,600.00	2,880,000,000	
	資生堂	800,000	2,483.50	1,986,800,000	
	高砂香料工業	50,000	8,600.00	430,000,000	
	メック	382,700	3,055.00	1,169,148,500	
	デクセリアルズ	2,500,000	2,061.50	5,153,750,000	
	日東電工	300,000	3,306.00	991,800,000	
	エフピコ	301,000	2,642.00	795,242,000	
	ユニ・チャーム	2,250,000	1,001.00	2,252,250,000	
	ツムラ	500,000	3,653.00	1,826,500,000	
	サワイグループホールディングス	900,000	1,939.50	1,745,550,000	
	ブリヂストン	1,200,000	6,796.00	8,155,200,000	
	東海カーボン	300,000	1,029.00	308,700,000	
	TOTO	1,875,600	4,084.00	7,659,950,400	
	日本特殊陶業	300,000	5,320.00	1,596,000,000	
	MARUWA	45,000	39,870.00	1,794,150,000	
	大同特殊鋼	1,350,000	1,272.00	1,717,200,000	
	DOWAホールディングス	100,000	5,218.00	521,800,000	
	住友電気工業	951,200	4,074.00	3,875,188,800	
リンナイ	300,000	3,796.00	1,138,800,000		
三浦工業	1,500,000	2,863.00	4,294,500,000		
オーエスジー	1,400,000	2,054.00	2,875,600,000		
DMG森精機	1,500,000	3,367.00	5,050,500,000		
ディスコ	373,000	40,170.00	14,983,410,000		
SMC	63,300	45,860.00	2,902,938,000		
技研製作所	400,000	1,476.00	590,400,000		

小松製作所	896,600	5,038.00	4,517,070,800
クボタ	1,500,000	1,809.00	2,713,500,000
澁谷工業	120,000	3,610.00	433,200,000
西島製作所	240,000	2,064.00	495,360,000
ダイキン工業	657,000	19,805.00	13,011,885,000
椿本チエイン	1,350,000	2,143.00	2,893,050,000
アネスト岩田	250,000	1,592.00	398,000,000
タダノ	1,000,000	1,080.50	1,080,500,000
竹内製作所	150,000	5,250.00	787,500,000
日本精工	1,250,000	775.50	969,375,000
NTN	500,000	326.30	163,150,000
THK	250,000	4,041.00	1,010,250,000
マキタ	200,000	5,212.00	1,042,400,000
三菱重工業	500,000	3,807.00	1,903,500,000
日立製作所	2,000,000	4,114.00	8,228,000,000
三菱電機	150,000	3,712.00	556,800,000
安川電機	580,000	3,073.00	1,782,340,000
ニデック	2,700,000	3,275.00	8,842,500,000
パナソニック ホールディングス	800,000	1,537.00	1,229,600,000
ソニーグループ	2,100,000	4,174.00	8,765,400,000
TDK	795,000	1,890.00	1,502,550,000
ヒロセ電機	80,000	19,275.00	1,542,000,000
リオン	60,200	2,699.00	162,479,800
エスベック	15,200	3,320.00	50,464,000
キーエンス	12,500	57,320.00	716,500,000
シスメックス	690,000	1,931.50	1,332,735,000
フェローテック	100,000	3,700.00	370,000,000
スタンレー電気	461,700	3,003.00	1,386,485,100
日本電子	400,000	4,763.00	1,905,200,000
ファナック	400,000	4,426.00	1,770,400,000
ローム	503,400	2,133.00	1,073,752,200
浜松ホトニクス	4,287,200	1,657.50	7,106,034,000
村田製作所	855,000	2,428.50	2,076,367,500
KOA	650,000	1,142.00	742,300,000
小糸製作所	1,000,000	2,104.00	2,104,000,000
SCREENホールディングス	200,000	11,425.00	2,285,000,000
キヤノン	50,000	4,367.00	218,350,000
デンソー	2,049,000	2,154.50	4,414,570,500
川崎重工業	75,000	9,543.00	715,725,000
トヨタ自動車	3,202,900	2,940.00	9,416,526,000
本田技研工業	500,000	1,696.00	848,000,000
スズキ	5,965,300	1,971.00	11,757,606,300
SUBARU	300,000	3,000.00	900,000,000
シマノ	5,000	16,975.00	84,875,000
AeroEdge	160,000	4,545.00	727,200,000
テルモ	3,042,300	2,628.00	7,995,164,400
島津製作所	350,000	3,785.00	1,324,750,000
ナカニシ	210,000	2,101.00	441,210,000
マニー	1,500,000	1,277.50	1,916,250,000
トプコン	10,000	3,294.00	32,940,000
HOYA	300,000	19,275.00	5,782,500,000
朝日インテック	900,000	2,579.00	2,321,100,000
ジャパン・ティッシュエンジニアリング	6,200	501.00	3,106,200

	CYBERDYNE	1,690,000	220.00	371,800,000	
	イーディーピー	20,000	530.00	10,600,000	
	パラマウントベッドホールディングス	618,400	2,657.00	1,643,088,800	
	バンダイナムコホールディングス	200,000	5,266.00	1,053,200,000	
	SHOEI	300,000	1,888.00	566,400,000	
	ピジョン	1,000,000	1,848.50	1,848,500,000	
	メタウォーター	79,400	2,992.00	237,564,800	
	東海旅客鉄道	1,900,000	3,947.00	7,499,300,000	
	ヤマトホールディングス	100,000	2,455.00	245,500,000	
	商船三井	10,000	4,845.00	48,450,000	
	ANAホールディングス	1,400,000	2,943.00	4,120,200,000	
	日鉄ソリューションズ	31,600	3,516.00	111,105,600	
	オプティム	350,000	586.00	205,100,000	
	SHIFT	822,000	1,569.00	1,289,718,000	
	カナミックネットワーク	400,000	466.00	186,400,000	
	リックソフト	86,900	1,080.00	93,852,000	
	サイボウズ	36,100	4,085.00	147,468,500	
	伊藤忠商事	300,000	8,331.00	2,499,300,000	
	三井物産	700,000	3,403.00	2,382,100,000	
	三菱商事	750,000	3,290.00	2,467,500,000	
	ミスミグループ本社	150,000	2,323.50	348,525,000	
	ウエルシアホールディングス	1,774,800	2,577.00	4,573,659,600	
	セブン&アイ・ホールディングス	4,500,000	1,996.00	8,982,000,000	
	Japan Eyewear Holdings	400,000	2,137.00	854,800,000	
	良品計画	50,000	6,772.00	338,600,000	
	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	300,000	5,478.00	1,643,400,000	
	ハンズマン	890,000	830.00	738,700,000	
	ニトリホールディングス	200,000	13,800.00	2,760,000,000	
	リニカル	348,700	342.00	119,255,400	
	エムスリー	754,600	2,248.00	1,696,340,800	
	リクルートホールディングス	90,000	9,175.00	825,750,000	
	キュービーネットホールディングス	200,000	1,326.00	265,200,000	
	アンビスホールディングス	500,000	652.00	326,000,000	
	共立メンテナンス	500,000	3,333.00	1,666,500,000	
	ダイセキ	576,000	3,610.00	2,079,360,000	
小計	銘柄数：136 組入時価比率：77.6%	-	-	333,238,815,900 96.3%	
アメリカ・ドル	ADVANCED MICRO DEVICES	100,000	167.76	16,776,000.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	1,000	958.54	958,540.00	
	NVIDIA CORP	15,000	177.99	2,669,850.00	
	TERADYNE INC	35,626	115.30	4,107,677.80	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	30,000	232.99	6,989,700.00	
	UBER TECHNOLOGIES INC	50,000	96.79	4,839,500.00	
小計	銘柄数：6 組入時価比率：1.2%	-	-	36,341,267.80 (5,358,519,937) 1.5%	
ユーロ	DANONE	194,619	73.24	14,253,895.56	
	JCDECAUX SE	900,000	15.08	13,572,000.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	500,000	27.13	13,565,000.00	
	BRUNELLO CUCINELLI SPA	15,000	100.05	1,500,750.00	
	NESTE OYJ	55,000	15.825	870,375.00	

小計	銘柄数：5 組入時価比率：1.8%	-	-	43,762,020.56 (7,546,322,825) 2.2%	
合計		-	-	346,143,658,662 (12,904,842,762)	

(注1) 小計欄の()内は、邦貨換算額(単位：円)です。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率です。

□. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年9月末日現在)

資産総額	431,856,625,050 円
負債総額	850,830,512 円
純資産総額 (-)	431,005,794,538 円
発行済数量	104,573,745,085 口
1単位当たり純資産額 (/)	4.1215 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
2. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。
4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前 の申請のある場合には、前 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取扱い
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(注)当ファンドの受益権は振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2025年9月末日現在)

資本金の額	320百万円
発行する株式の総数	3,600株
発行済株式総数	3,600株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)会社の機構(2025年9月末日現在)

会社の機構

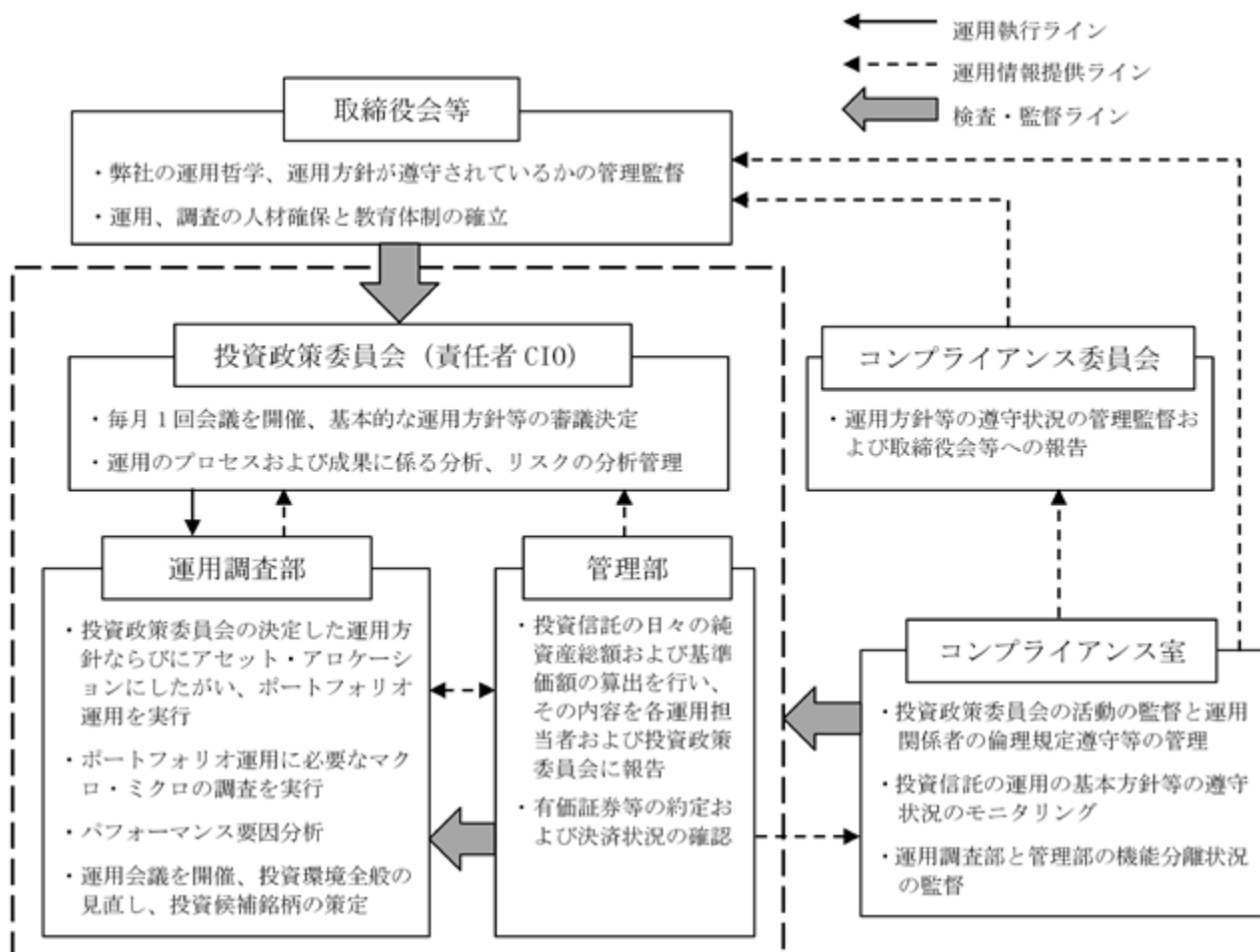
委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。

投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2025年9月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は431,005,794,538円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)	第29期事業年度 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,255,720	5,015,525
直販顧客分別金信託	100,000	100,000
未収委託者報酬	449,989	409,867
貯蔵品	2,147	4,249
前払費用	14,066	12,879
関係会社短期貸付金	-	44,395
その他	6,637	10,103
流動資産合計	5,828,561	5,597,020
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	1 22,590	1 19,552
器具備品 (純額)	1 17,823	1 31,892
有形固定資産合計	40,414	51,445
無形固定資産		
ソフトウェア	29,958	18,939
ソフトウェア仮勘定	53,836	-
無形固定資産合計	83,795	18,939
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	-	377,357
関係会社株式	436,653	254,784
長期差入保証金	61,785	61,785
繰延税金資産	62,388	66,810
その他	4,200	2,253
投資損失引当金	-	14,106
投資その他の資産 合計	565,027	748,885
固定資産合計	689,236	819,270
資産合計	6,517,798	6,416,290

(単位:千円)

	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)	第29期事業年度 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	101,923	97,437
未払法人税等	336,559	228,997
未払消費税等	74,972	64,757
預り金	2,692,724	2,332,886
賞与引当金	26,500	28,800
ポイント引当金	64,626	79,597
流動負債合計	1,297,306	832,476
固定負債		
資産除去債務	37,466	37,518
固定負債合計	37,466	37,518
負債合計	1,334,773	869,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,000	320,000
利益剰余金		
利益準備金	80,000	80,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,783,025	5,146,295
利益剰余金合計	4,863,025	5,226,295
株主資本合計	5,183,025	5,546,295
純資産合計	5,183,025	5,546,295
負債・純資産合計	6,517,798	6,416,290

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第28期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第29期事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,525,226	3,927,786
その他売上	14,940	17,834
営業収益合計	3,540,166	3,945,620
営業費用		
支払手数料	4,707	4,546
広告宣伝費	385,454	437,539
調査費	16,046	16,921
委託計算費	39,433	37,874
営業雑経費	423,841	546,110
通信費	119,511	122,265
印刷費	28,747	63,020
システム使用料	225,044	309,320
外注費	44,056	45,485
その他	6,481	6,018
営業費用合計	869,482	1,042,991
一般管理費		
給与	483,461	645,305
役員報酬	88,765	125,165
給与手当	336,751	394,586
賞与	57,945	125,553
法定福利費	71,557	92,389
賞与引当金繰入額	26,500	28,800
業務委託費	155,083	172,103
交際費	1,303	218
旅費交通費	35,013	43,992
租税公課	29,934	30,009
不動産賃借料	65,079	65,096
固定資産減価償却費	28,142	24,515
その他	96,000	139,754
一般管理費合計	992,076	1,242,185
営業利益	1,678,606	1,660,443

（単位：千円）

	第28期事業年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）	第29期事業年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）
営業外収益		
受取利息	35	4,295
雑収入	590	710
営業外収益合計	625	5,006
営業外費用		
支払利息	967	860
雑損失	810	1,269
寄付金	10,000	30,000
営業外費用合計	11,778	32,129
経常利益	1,667,453	1,633,319
特別損失		
投資損失引当金繰入	-	14,106
関係会社株式評価損	1 71,659	228,861
特別損失合計	71,659	242,968
税引前当期純利益	1,595,794	1,390,351
法人税、住民税及び事業税	517,690	473,502
法人税等調整額	17,423	4,422
法人税等合計	500,266	469,080
当期純利益	1,095,527	921,270

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	4,209,497	4,289,497	4,609,497
当期変動額					
剰余金の配当			522,000	522,000	522,000
当期純利益			1,095,527	1,095,527	1,095,527
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	573,527	573,527	573,527
当期末残高	320,000	80,000	4,783,025	4,863,025	5,183,025

	純資産合計
当期首残高	4,609,497
当期変動額	
剰余金の配当	522,000
当期純利益	1,095,527
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-
当期変動額合計	573,527
当期末残高	5,183,025

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	320,000	80,000	4,783,025	4,863,025	5,183,025
当期変動額					
剰余金の配当			558,000	558,000	558,000
当期純利益			921,270	921,270	921,270
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	363,270	363,270	363,270
当期末残高	320,000	80,000	5,146,295	5,226,295	5,546,295

	純資産合計
当期首残高	5,183,025
当期変動額	
剰余金の配当	558,000
当期純利益	921,270
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-
当期変動額合計	363,270
当期末残高	5,546,295

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式（子会社株式）

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用

しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によって
おります。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上して
おります。

（2）ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上して
おります。

（3）投資損失引当金

関係会社株式（子会社株式）の価値の減少による損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案
し、必要額を計上しております

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりでありま
す。

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割
合として日々認識し計上しております。

（2）その他売上

その他売上は、確定拠出年金運営管理機関としての売上であり、確定拠出年金の運営にかかる報
酬を契約に基づき月次で認識し計上しております。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式及び投資損失引当金

（１）財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	第28期事業年度	第29期事業年度
関係会社株式	436,653	254,784
投資損失引当金	-	14,106

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。また、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した時は、低下に相当する額を投資損失引当金として計上しております。関係会社の実質価額の回復可能性の判断については、翌事業年度の予算などを考慮しております。関係会社の経営成績が回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

子会社への追加出資

当社は、2025年3月18日開催の取締役会において、子会社 Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd. に対し、上限金額1.8億円とする追加出資をすることを決議しました。追加出資の具体的な時期は、2025年7月を予定しており、当該資金を運営資金、啓蒙活動、それに伴う設備、人件費増加分等に充てる予定です。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

（単位：千円）

	第28期事業年度 （2024年3月31日現在）	第29期事業年度 （2025年3月31日現在）
建物	61,160	65,136
器具備品	62,646	72,166

2 預り金

（単位：千円）

	第28期事業年度 （2024年3月31日現在）	第29期事業年度 （2025年3月31日現在）
投資信託の買付代金の顧客からの預り金	14,477	34,993
投資信託の解約代金の顧客からの預り金	4,789	2,542
投資信託の解約に伴う源泉徴収額	665,372	289,481
その他	8,085	5,870

（損益計算書関係）

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損71,659千円は、過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したものであります。

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第28期事業年度期首 株式数	増加	減少	第28期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月19日 定時株主総会	普通 株式	156,600	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日
2023年6月19日 定時株主総会	甲種類 株式	365,400	145,000	2023年3月31日	2023年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	167,400	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日
2024年6月17日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	390,600	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第29期事業年度期首 株式数	増加	減少	第29期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	-	-	1,080
甲種類株式	2,520	-	-	2,520
合計	3,600	-	-	3,600

甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	167,400	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日
2024年6月17日 定時株主総会	甲種類 株式	390,600	155,000	2024年3月31日	2024年6月17日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	172,800	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日
2025年6月16日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	403,200	160,000	2025年3月31日	2025年6月16日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、さわかみファンドに対する営業債権であります。当該債権は、さわかみファンドの毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日及び毎計算期末（ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日）の翌営業日に当社に入金されるものであり、入金までの期間においては、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、さわかみファンドの基準価額の算出の際に管理部において日々算出・管理されており、また、同時に受託銀行においても同様に算出・管理され、両社により日々照合管理しております。また、その営業債権は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であります。

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第28期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	61,785	59,962	1,823
資産計	61,785	59,962	1,823

（注1）「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第28期事業年度 (2024年3月31日現在)
非上場株式（関係会社株式）	436,653

市場価格のない関係会社株式について、関係会社株式評価損71,659千円（過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したもの）を計上しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,255,720	-	-	-
直販顧客分別金信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	449,989	-	-	-
合計	5,805,709	-	-	-

第29期事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	61,785	58,779	3,005
(2) 関係会社長期貸付金	377,357	325,252	52,104
資産計	439,142	384,032	55,110

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「直販顧客分別金信託」、「未収委託者報酬」、「関係会社短期貸付金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	第29期事業年度 (2025年3月31日現在)
非上場株式(関係会社株式)	254,784

市場価格のない関係会社株式について、関係会社株式評価損228,861千円及び投資損失引当金14,106千円を計上しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,015,525	-	-	-
直販顧客分別金信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	409,867	-	-	-
関係会社短期貸付金	44,395	-	-	-
関係会社長期貸付金	-	177,580	199,777	-
合計	5,569,788	177,580	199,777	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第28期事業年度（2024年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当商品はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金		59,962		59,962

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第29期事業年度（2025年3月31日）

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当商品はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金		58,779		58,779
関係会社長期貸付金		325,252		325,252
資産計		384,032		384,032

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は事務所賃借契約に伴うものであり、時価については、当該保証金を一定の期間大口定期預金等に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第28期事業年度（2024年3月31日）

1．子会社株式

市場価格のない子会社株式の2024年3月31日現在の貸借対照表計上額は、436,653千円であります。

2．減損処理を行った有価証券

当事業年度において関係会社株式（Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）につき、関係会社株式評価損71,659千円（過年度に計上していた投資損失引当金179,272千円の戻入益と関係会社株式評価損250,931千円を相殺したもの）を計上しております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

第29期事業年度（2025年3月31日）

1．子会社株式

市場価格のない子会社株式の2025年3月31日現在の貸借対照表計上額は、254,784千円であります。

2．減損処理を行った有価証券

当事業年度において関係会社株式（Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）につき、関係会社株式評価損228,861千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	第28期事業年度 (2024年3月31日)	第29期事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8,114	8,818
未払事業税	17,022	13,446
ポイント引当金	19,788	25,089
投資損失引当金	-	4,319
関係会社株式評価損	76,835	151,230
資産除去債務	11,472	11,825
未払給与	4,135	4,824
一括償却資産	1,248	995
その他	3,672	4,420
繰延税金資産小計	142,290	224,970
評価性引当額	76,835	155,549
繰延税金資産合計	65,454	69,420

繰延税金負債

資産除去債務に対応した除去費用	3,066	2,609
繰延税金負債合計	3,066	2,609
繰延税金資産純額（は繰延税金負債純額）	62,388	66,810

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	第28期事業年度 (2024年3月31日)	第29期事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	-	5.35%
雇用促進税制に係る税額控除	-	2.60%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-%	33.74%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。当社においては、2026年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については法定実効税率が変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から10年又は15年と見積もり、割引率は0.01%又は0.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第28期事業年度	第29期事業年度
	（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
期首残高	37,415	37,466
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	51	52
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	37,466	37,518

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	第28期事業年度	第29期事業年度
	（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
委託者報酬	3,525,226	3,927,786
確定拠出年金運営管理機関としての売上	14,940	17,834
合計	3,540,166	3,945,620

（セグメント情報等）

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1．製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

第28期事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借	事務所不動産の貸借	65,079 (注)(1)	長期差入保証金	61,785 (注)(2)
							旅費交通費	1,304		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 賃借料については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- (2) 長期差入保証金については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

第29期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借	事務所不動産の貸借	65,096 (注)(1)	長期差入保証金	61,785 (注)(2)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 賃借料については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- (2) 長期差入保証金については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社

第28期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Sawakami Asset Management (Thailand) Co.,Ltd.	タイ バンコク	436,653	投資信託 委託業務	所有 99.99	追加出資	追加出資	271,285 (注)1	-	-

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Sawakami Asset Management (Thailand) Co., Ltd.の追加出資の依頼を受け、現金を出資したものであります。

第29期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	直一 信託 販売 株式 会社	東京都 千代田 区	50,000	ソフト ウェアの 保守・運 用	所有 100.00	出資・追 加出資	出資・追 加出資	46,993 (注)1	-	-
						資金の貸 付	資金の貸 付	443,956 (注)2	関係 会社 貸付 金	421,752
						利息の受 取	利息の受 取	2,258 (注)2	-	-

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が新たに構築したネットサービスの追加開発、保守、運用及び販売のために現金を出資したものであります。

(注) 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸借取引の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、資金貸付の取引金額は当初貸付金額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社さわかみホールディングス（非上場）

（1株当たり情報）

	第28期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第29期事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	1,439,729円24銭	1,540,637円71銭
1株当たり当期純利益	304,313円16銭	255,908円47銭

（注）1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	第28期事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第29期事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	1,095,527千円	921,270千円
普通株式及び甲種類株式に係る当期純利益	1,095,527千円	921,270千円
普通株主及び甲種類株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平均株式数	3,600株	3,600株

（重要な後発事象）

子会社との吸収合併

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、子会社 投信直販サービス株式会社と効力発生日を2025年7月1日とする吸収合併契約（消滅会社：投信直販サービス株式会社 存続会社：さわかみ投信株式会社）を締結することを決議しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：投信直販サービス株式会社

事業の内容：情報システム等の開発・販売・保守等

(2) 企業結合日

2025年7月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

さわかみ投信株式会社

(5) 本合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行、資本金の増加及び合併交付金その他一切の対価の支払いはありません。

(6) 企業結合の目的

投信直販サービス株式会社は、直販を行う投信直販各社にも「投信直販ネットサービス」およびIT支援を行うことで、投信直販業界全体の顧客リレーションシップに貢献することを目的の一つとして設立いたしました。しかしながら、「投信直販ネットサービス」については、さわかみ投信株式会社向けの独自機能のアップデートに専念する方針となり、このたびの吸収合併の決定に至りました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）および（ 5 ）において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（ 3 ）および（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2025年9月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2025年9月末日現在)	事業の内容
ひろぎん証券株式会社*	5,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*ひろぎん証券株式会社は、2016年6月1日より当ファンドの募集の取扱いおよび販売は行っていません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、ならびに信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙または表紙裏に、以下を記載することがあります。
 - (1) 委託会社のロゴマーク、写真、図案およびキャッチコピーなど
 - (2) ファンドの形態、申込みに係る事項など
 - (3) 委託会社のホームページのご案内など
 - (4) 委託会社の金融商品取引業者登録番号、運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用開始日
2. 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - (2) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には、その旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - (3) 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - (4) 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - (5) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - (6) 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - (7) 「当ファンドの運用方針は長期運用を前提としており、ファンド資産の激しい変動は運用効率を著しく阻害しますので、短期保有目的でのご購入はご遠慮ください。」という趣旨の記載。
 - (8) 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
3. 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
4. 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
5. 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 秀 洋指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 池 田 宏 章**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 秀洋指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田 宏章**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているさわかみファンドの2024年8月24日から2025年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみファンドの2025年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、さわかみ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。